

R 7 年度 未納退会者（11名）

当士会の定款第11条（5）により「正当な理由なくして会費を1年以上納入しないときは会員の資格を喪失すると定めています。

R 7 年度年会費未納のため、以下11名が未納退会となりました。

会員資格を喪失した方が再入会する場合は、改めて入会手続きが必要になりますので、事務局（jimu@tottori-ot.or.jp）までお問い合わせください。

**9764、 28836、 41400、 42501、 53290、 67014、
68033、 76876、 77753、 81192、 93371**